

台湾知財セミナーを開催（2）

王美花

4. 国際及び两岸知的財産権提携

次に、台湾と諸外国、さらに中国との協力についてお話ししたいと思います。まず日本との関係ですが、ここ数年は台湾と日本が最も密に交流を行っている時期だと言えます。台湾と日本の間では経済貿易会議というものはありますけれども、こうした所を通じて実務的な交流を行うほかに、日本の特許庁とも密に交流を行っています。この中では審査官同士の交流もありますし、PPHを通じた協力もあります。さらには優先権の電子書類での交換といったものについても協議を行っています。こうしたものが行われるようになって実際に稼働していけば、日本から出願される1万余りの出願はハイスピードで審査されていくようになると考えられます。

また日本の関連の業界の方々、知財関係の協会ですとか、大学、学校、そういった専門家の方々も、台湾に来て講演などを行っていただいております。そのことにはとても感謝しております。それから日本の特許庁の方々、審査官の方々も台湾に来て講演などを行っていただいております。そうして法律の改正を進めるに当たって、台湾の法律がまだ日本に比べて少し緩い、そういった感じがしています。

アメリカのほうを見てみたいと思います。このPPHのプログラムのほかに、審査官の交流とい

うのも行っています。また、台湾とアメリカの間では経済貿易に関して話し合いを行うシステムもあります。今週もアメリカとの話し合いが持たれています。この中には知財関係のものも含まれるかと思っています。

EU関係のほうを見てみますと、台湾との間では既に知財関係のワーキンググループができております。毎年2回会議を行っています。この会議はビデオ会議などの方式で行っております。また、お互いに興味を持っている問題についてシンポジウムも行っております。昨年はドイツの連邦高裁の裁判長の方も台湾に来て講演を行い、ドイツでのさまざまな状況についてわれわれに説明してくださいました。ほかの多くの国々とも協力の覚書を結び、提携を行っています。フィリピンと

台米

- ◆ 当局及び米国は、2011年9月1日から「台米専利審査ハイウェイ試行計画」(TIPD) を試行し始め、双方は、2012年9月から当該計画を正式に全面的に実施。
- ◆ 当局及びUSPTOは、台米専利商標審査提携、専門要員訓練及び相互訪問交流等を持続的に行っている。例えば、2012年2月にUSPTO政策及び対外事務副主任(Deputy Administrator for Policy and External Affairs) に対して台湾での講演を要請したほか、11月に人員をUSPTOに派遣して商標オンライン審査実務訓練等の専門訓練課程に参加させた。
- ◆ 台湾は、連続4年でスーパー301条のリストに入れられておらず、知的財産権を保護する努力は、米側によって認められている。将来、台米貿易及び投資フレーム協定(TIFA) は、今年商談を再開し、双方は、TIFA枠組みのもとで、IPR議題について討論する予定。

台日

- ▶ 台日経済貿易会議を通じて意見交換を行い、台日交流はますます密様になっている。
- ▶ 台日専利審査官の交流計画は、2010年に開始以来、専利審査官の実質相互訪問交流のほか、2012年にはさらに商標審査官交流に拡大し、双方審査官同士が実務運用を理解することに役立っている。
- ▶ 2012年5月台日特許審査ハイウェイ (TIPD) が正式に開始。現在、優先権電子交換の提携事項が行われており、台日間の実務的交流及び提携は持続的に強化され、双方の企業にとって有利である。
- ▶ 双方の交流をさらに促進するために、日本知的財産協会、大学院等が研修のために毎年団体を台湾に派遣。
- ▶ 実務の理解及び交流を促進するために、日本特許庁におけるベテランの意匠審査官を当局に招聘して日本意匠制度及び将来的法改正の方向性、各種意匠の審査基準及び事例に関する講義を開く。

台欧州連合

- ◆ 台欧州連合経済貿易枠組み下での「知的財産権」ワーキンググループ (The Taiwan-EC IPR Working Group) は毎年2回 (4月、10月) ビデオ会議 (BVC) を行い、当局が主な交渉を担当。
- ◆ 台欧双方は毎年1回シンポジウムを共同主催し、欧州連合専門家に対して来台交流を要請している。これまでのシンポジウムテーマは、商標、地理標示、意匠及びネットワーカー著作権等を含み、成果が豊富である。2012年に「台欧州連合知的財産権講座」を主催し、ドイツ連邦最高裁判所第10部のPeter Meier-Beck裁判長に來台講演を要請した。

TIPo その他の国

- 台湾：台英知的財産権ビデオ会議を毎年行い、双方は、専利、商標制度の最新発展及び将来的提携等の関連議題について情報を交換。
- 台仏：台仏は、双方知的財産権提携協定に調印し、台仏工業財産権会議を毎年交代で主催し、当局及びフランス工業知的財産局の局長が行う。
- 台イタリア：台イタリアは、知的財産権提携覚書に調印し、当局及びイタリア経済発展部専利商標局局長が、「台伊知的財産権提携会議」を開催。
- 台スペイン：台スペインは、提携覚書に調印し、当局及びスペイン専利商標局局長が、「台スペイン知的財産権提携会議」を開催。
- 台チエコ：当局及びチエコ工業財産局は、提携覚書に調印。
- 台フィリピン：台フィリピンは、知的財産権提携覚書に調印し、台フィリピン大原クラス経済会議を通じて提携交流を推進。

TIPo 実行成果(一)

◆ 優先権の相互受理

項目	中国によって受理された台湾優先権主張の件数 (2012年末まで)	台湾によって受理された中国優先権主張の件数 (2012年末まで)
専利	10,235	6,929
商標	82	257
品種権	3	0

TIPo 兩岸知的財産保護提携協議

- ・ 協議は2010年6月29日に調印され、同年9月12日に発効した。重要な内容は以下の通りである：

- 専利、商標及び植物品種権の優先権の相互承認
- 共同処理メカニズムの確立
- 台湾の関連産業協会が著作権認証を直接取り扱う
- 植物品種権出願相互受理、出願保護種類拡大交渉
- 公的主務部門の交流プラットフォームの確立

TIPo 実行成果(二)

(一)共同処理案件数統計：

項目	商標	著作権	専利	総計
1 共同処理申請案件数	100	11	2	113
2 共同処理上通報された件数	61	11	2	74
3 処理完了の共同処理申請件数	100	2	5	107

(二)著作権案件数統計：

著作権認証案件数	
録音及び映像製品案件	327

(2010年12月16日から2012年12月31日まで、認証作業は約1～3日)

も協力を行っています。

次にここにお見せしているのは、台湾と中国の間での知財関係の保護協定についてになります。この保護協力協定の主な中身としては、優先権の相互承認、共同処理メカニズムの確立、また著作権認証の取り扱い、植物品種権の出願の受理、またこの保護の対象の拡大、さらには知財を取り扱う主務部門の交流プラットフォームをつくるといった内容が含まれています。

優先権の相互受理についてですけれども、この協定が発効してから現在まで中国によって受理された台湾からの優先権の主張は約1万件あります。また台湾が受理した中国からの優先権主張の件数は7000件という非常に大きな数になっていますが、これには理由があります。まず一つ目の理由は、多くの台湾の企業が中国での第1国出願をしているということ。多くの台湾企業の研究開

発機関が中国大陸にあることと関連があると思います。中国の企業というだけでなく、中国にマーケットを持っている企業が中国に第1国出願を行っている。そのため、このような大きな数に達していると言えます。

共同処理の案件ですが、まず商標についての共同処理が一番多くなっています。なぜかということ、中国と台湾は言葉が同じですので、この商標をめぐる争いは逆に多くなっていると言えらと思います。そして台湾と中国がお互いに通報をし合う形によって、協力してこの問題を処理していく状況もあります。台湾と中国の間では、ワーキンググループの活動やシンポジウムといったことも行っています。このようなメカニズムを通じ、台湾の企業がいろいろな権利を保護するということにもつながっています。

TIPPO 実行成果(三)

- 兩岸は、ワーキンググループ及び交流活動を通じて、共同処理メカニズムを強化、審査経験を交換。
 - 専利：2012年9月にワーキンググループ会議を開催し、12月に専利フォーラムを開催。
 - 商標：2012年11月にワーキンググループ会議及び商標フォーラムを開催。
 - 著作権：2012年8月にワーキンググループ会議及び著作権フォーラムを開催。

TIPPO 知財戦略のポイント

- 政府科学技術計画の技術研究開発、パテントポートフォリオ企画の強化。
- 高品質専利の時代を開き、学術研究機関の専利書面作成品質を向上し、攻守可能な技術分野を配置。
- 学術研究機関と産業との連盟を深化させ、研究開発エネルギーを増大。
- 全面的な知財実戦人材を育成し、パテントポートフォリオ、流通及び訴訟実力を充実。

TIPPO 知的戦略綱領

- 行政院により2012年11月12日に裁定。
- 「智慧」を産業革新駆動エンジンとすることに専念。
- 工業、文化内容及び農業発展を統合し、学界による知財研究開発品質と管理を強化し、創造、流通運用、保護と人材育成を強化。
- 六大戦略ポイント、27項の実施要項。

TIPPO 企業による専利技術趨勢及び訴訟対応能力の把握への協力

- 科学技術発展及び市場趨勢の把握(1)
 - スマート型 vs. 従来携帯電話の市場占有率変化

5. IPR 政策発展の方向性

次に、台湾の知財に関する政策についてお話ししたいと思います。その中で、台湾の知財戦略の概要について、またわれわれが企業にどのようにして技術の流れ、特に特許に関する技術の流れをつかんでもらうか、また訴訟能力をどのように高めてもらうか、それを考えるという視点から企業に協力を行っているということをお話ししたいと思います。

多くの企業は、今、知財こそが産業をさらに発展させていくエンジンになると感じています。そのため、われわれは知財に関する戦略を打ち立てています。このカバーしている範囲は、皆さんがご承知の工業だけではなく、文化、さらには農業などについてもカバーしています。また学会によ

る研究の質そのものを高めること、さらには管理能力を高めることにも主眼を置く、こうした内容も含まれています。さらに知財をどのようにつくっていくのか、それからどのようにこれを運用し実施していくか、さらにはこの権利をどのように守り、またそういったことを行う人材をどのように育成していくかということはこの戦略の中に盛り込んで、今こうした分野にすべて力を注ぐようにしています。

政府でも、この戦略の中身として科学技術研究に関する計画などを進めながら、パテントポートフォリオの構築に力を入れています。また、学術機関などがこの特許の出願書類を書くに当たってどのようなものを書けるのか、その質についても高めていくための内容も含まれています。さらに学術界と産業界の連携というものもまだ今のとこ

TIPo 企業による専利技術趨勢及び訴訟対応能力の把握への協力

• 科学技術発展及び市場趨勢の把握(2)
- タッチ技術の広汎な応用

TIPo 企業による専利技術趨勢及び訴訟対応能力の把握への協力

• 科学技術発展及び市場趨勢の把握(4)
- タッチ技術の国際訴訟

TIPo 企業による専利技術趨勢及び訴訟対応能力の把握への協力

• 科学技術発展及び市場趨勢の把握(3)
- 各国タッチ技術の台湾における専利出願趨勢概況を分析

各国の台湾における専利占有率

専利出願国	専利出願数	専利占有率
中国	2112	71.2%
韓国	279	9.2%
米国	134	4.4%
日本	82	2.7%
台湾	284	9.4%
他国	200	6.6%

TIPo 企業による専利技術趨勢及び訴訟対応能力の把握への協力

• 科学技術発展及び市場趨勢の把握(5)
- スマートフォンの市場占有率変化

ろ強く行われているわけではないので、強くこうした連携が取れるよう、その取り組みも含まれています。さらにこの知財戦略をしっかり推し進めるに当たっては人材が必要になってきますので、そういった人材の育成にも力を入れるという内容があります。そうしたことを行うことによって、パテントポートフォリオの構築、特許の実施、それからこれにまつわる訴訟能力を高めることになげたいという考えです。

ここ数年、産業界は目まぐるしく変化を遂げています。こうした変化は台湾の経済にも大きな影響を与えています。特に携帯電話市場の変化は、台湾に非常に大きな変化を与えています。台湾ではHTCという携帯メーカーがありますけれども、そのほかにもスマートフォンですとかスマートフォンのパーツを生産するような企業がたくさ

んあります。ですから、政府も企業と共にこのマーケットの変化をつかむ努力をしています。特に政府部門では、タッチ技術がどのように発展しているのか、その流れをつかむ取り組みをしています。そして、このタッチ技術について各国が台湾でどのような出願をしているか分析しています。また、タッチ技術の特許に関する国際的な訴訟がどのように行われているかということについても調べています。

このスマートフォンマーケットについても分析を行ってきました。以前ですとアップルが占める割合がアップル以外のものよりかなり大きかったわけですが、ここ数年はその状況が変わってきて、アップルが市場全体に占める割合が少なくなってきました。それからアップルは世界的にも特許訴訟を起こしているわけですが、台湾の

TIPS 企業による専利技術趨勢及び訴訟対応能力の把握への協力

• 科学技術発展及び市場趨勢の把握(6)
- Appleが世界特許戦争の起爆剤に

此78件 2000以上の特許及び及び特許出願

TIPS 重要な米国専利訴訟の分析

Apple v. Samsung

アップルによるサムスンに対する専利権侵害告訴に関する技術的分析...

TIPS 企業による専利技術趨勢及び訴訟対応能力の把握への協力

• 科学技術発展及び市場趨勢の把握(7)
- 重要な米国専利訴訟の分析
- 専利訴訟教育マニュアルの編纂

TIPS 重要な米国専利訴訟の分析

Apple v. Samsung

2012/7/30開廷審理

アップルは、所有している3件の発明専利(特許)権、4件の設計専利(意匠)権及び4件の営業包装についてサムスンに対して25億米ドルの賠償を請求した。訴えられた製品は計28品目。

HTCについても訴訟が出ていまして、この動きは台湾にも非常に大きな影響を与えています。こうした状況を台湾の智慧局でも分析を進めていて、訴訟とどのように向き合っていくか、闘っていくかということを紹介するようなマニュアルも作成しています。また、こうした内容に関するシンポジウムなども開催しています。

アップルがサムスンを訴えるという、特許に関する訴訟が起きています。こういった内容について訴訟を起こしているかここに幾つか書いてあり

ますけれども、内容を見ますと台湾の携帯に使われている技術も網羅されていまして、これに関わってくるということが感じられます。こうしたものの中には、ソフト、システムの権利に関する侵害もあれば、デザインの権利に侵害しているという内容も含まれています。そこで智慧局でも、昨年アップルとサムスンとの間でこういった訴訟が起こっているかということも多くの人に理解してもらうために、何度もシンポジウムを開催しました。(次号へ続く)